自治会法人　中和田自治会　規約

第　1　章　　総　　則

（名　称）

第　1　条　　本会は、『自治会法人中和田自治会』と称する。

（目的及び事業）

第　2　条　　本会は会員相互の親睦と福祉を増進し、明るく住みよい地域づくりを図ることを目的とし、次に掲げる事業を行う。

（1）住民相互の連帯及び協調を図る事業

（2）区域内の住環境整備と防犯・防災に関する事業

（3）自治会館の維持管理事業

（4）地区内諸団体の育成支援事業

（5）その他まちづくりの為の事業

（事務所の所在地）

第　3　条　　本会の事務所は、中和田自治会館に置く。

（区　域）

第　4　条　　本会の区域は、別図のとおりとする。

第　2　章　　組　　織

（会　員）

第　5　条　　本会の会員は、本会の区域内に住所を有する個人とする。

2　本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることが出来る。

3　会員には、規定の会費を負担する会員と、所有者や管理者が会費の一部をゴミ集積所等の維持管理費として負担する集合住宅等に居住している者からなる準会員がある。

4　入会の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（地区と班）

第　6　条　　自治会に地区を、各地区に班を置く。

2　地区の適正規模は２００世帯程度とし、班は２０世帯程度とする。

3　地区の分割合併については総会の承認事項とし、班については関係班員の合意をもって地区長が決する。

（役員・各員）

第　7　条　　本会に次の役員を置く。

（1）会長　　1名

（2）副会長　　2名

（３）会計　　１名
（４）部長・副部長　　若干名
（５）地区長各地区　　１名

２　その他本会に次の各員を置く。
（１）顧問若干名・相談役　２名
（２）班長各班　　１名
（３）会計監査　　２名
（４）自治会協力員　２０名以内

（役員・各員の任務）

第　８　条　　会長は本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、会計事務を掌る。

４　部長・副部長は、本会の事業運営の執行を分担する。

５　地区長は、自治会役員として会務の執行に当たり地区統括する。

６　班長は、班を統括し事業運営の業務に協力する。

７　会計監査は、本会の会計及び資産の状況を監査する。

８　自治会協力員は、会長の要請に応じ自治会事業に協力する。

９　顧問相談役は会長の求めに応じ、顧問相談役会で意見を述べる。

（役員・各員の選出）

第　９　条　　会長の選出にあたっては、自治会長経験者３名と、各地区から１名ずつ選出された委員をもって構成される選考委員会が行い、総会で承認を得る。選考委員には、委員の中から互選された委員長を置き掌握する。

２　副会長、会計は選考委員会等が選任し、総会で承認を得る。

３　地区長は各地区から１名選出し、総会にて承認を得る。また、必要に応じて本会の部長・副部長を兼務する。

４　班長は、各班より選出される。

５　会計監査は、前役員より選出する。

６　自治会協力員は、地区長経験者の中から年度ごとに会長が委嘱する。

（役員・班長の任期）

第　10　条　　会長の任期は２年、他の役員及び班長の任期は１年とし再任を妨げない。期間は通常総会終了後から翌年の通常総会までとする。

２　補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員手当）

第　11　条　　役員・各員には別表に掲げる手当や交通費を支給することが出来る。

第　3　章　　会　　議

（会　議）

第　12　条　　本会に次の会議を設ける。

（１）　通常総会及び臨時総会

（２）　役員会（地区長会議）

（３）　定例会（班長会議）

（総　会）

第　13　条　　通常総会は、毎年度決算終了後１カ月以内に開催する。

２　　臨時総会は、班長の五分の一以上の開催請求があったとき及び会長が必要と認めたとき開催する。

３　　総会は代議員制とし、各班２名で構成され委任状を含む過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

４　　総会は、次に掲げる事項を審議する。

（１）事業計画及び事業報告に関する事項

（２）予算及び決算に関する事項

（３）規約の改正に関する事項

（４）役員の選任及び解任に関する事項

（５）会の運営に関する重要な事項

５　　総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

６　　総会の議事においては、議事録を作成し会議において選任された２名の議事録署名人により署名押印をしなければならない。

（役員会（地区長会議）と定例会（班長会議））

第　14　条　　役員会は役員をもって構成し、毎月初旬に開催し、結果を定例会に報告する。

２　　役員会は、総会に付議する事項、総会で議決した事項の執行に関する事項、その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項について議決する。

３　　臨時役員会は、会長が必要と認めるとき及び役員の半数以上の請求で招集される。

４　　役員会は役員の過半数の出席で成立する。

５　　役員会の議長は会長が当たるａ

６　　議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

７　　定例会は地区長・班長によって毎月初旬に開催しへ役員会からの報告・連絡と班内からの報告・相談の場とする。

第　4　章　　会　　計

（会の経費）

第　15　条　　本会の経費は、会費及び賛助会費並びにその他の収入をもって充てる。

２　　会費は世帯単位とし、金額は総会で決する。

３　　準会員について会長が特に認める場合は前２項の規定は適用しない。

（資産の管理）

第　16　条　　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。また、資産の処分あるいは担保に供する場合は、総会において三分の二以上の議決を要する。

（会計年度）

第　17　条　　会計年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までとする。

２　　会計年度が終了したときは、速やかに決算を行い、監査を受けて総会の承認を受けなければならない。

第　5　章　　事　務　局

（事務局員）

第　18　条　　本会の事務所に事務局員１名を置く。

２　　事務局員の選任は、役員会が決定し会長が委嘱する。

３　　事務局員の業務と報酬は、別途定める。

４　　事務局に補助者を置くことが出来る。

第　6　章　　補　　則

（規約の変更）

第　19　条　　本規約の変更は、総会において出席代議員の四分の三以上の議決を得たのち、相模原市長の許可を経て効力を発する。

（委　任）

第　20　条　　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附　則

この規約は、平成９年１月２８日から施行する。

附　則

この規約は、平成２１年３月２９日から施行する。

附　則

この規約は、平成２３年３月２７日から施行する。

附　則

この規約は、平成２４年３月２５日から施行する。

濯
r

表彰規定及び慶弔規定

【目　的】

第　１　条　本規定は、自治会法人中和田自治会会則第２条趣旨による、明朗健全なる地域発展に寄与した会員に対し、表彰または感謝の意を表し、その功を称え労をねぎらい、もって会員相互の意気高揚を図るとともに、会員相互の親睦と融和を深めるため、表彰及び慶弔を行うことを目的とする。

【表　彰】

第　２　条　次の事項に該当する場合は、本規定により表彰する。

１、本会の運営に功績があったと認められた場合。

２、自治会職に在任し、任期満了した場合。

３、会長の推薦により、部長会（地区長）で協議、承認された場合。

【弔慰金】

第　３　条　本規定は、会員が次の条項に該当する時は弔慰金を贈る。

１、自治会長に在任した場合は、１０，０００円と花環を贈り弔辞を捧げる。

２、地区長に在任した者（地区長に準ずる者、事務局を含む）の場合は、５，０００円とする。

３、会員（世帯員を含む）の場合も、５，０００円とする。

【見舞金】

第　４　条　本規定は、火災・風水害による災害により、会員の住居が甚だしく損壊を受けた場合は次の見舞金を贈る。

１、火災により会員の住居が全半焼した場合は、１０，０００円を贈る。

２、風水害により会員の住居が全半壊または床上浸水した場合は、１０，０００円を贈る。

【交際費】

第　５　条　本会に関係する諸団体との交際費は、原則として５，０００円とする。

【その他】

第　６　条　特別の事情がある場合は、部長会（地区長）で協議決定する。

第　７　条　本規定の適用を受けた場合は、理由の如何を問わず、その返礼をしてはならない。

【附則】

この規定は、平成１９年３月２８日より実施する。

特別事業基金取扱規定

【名　称】

第　１　条　　この名称は、自治会法人申和田自治会特別事業基金（以下基金と言う）とする。

【目　的】

第　２　条　　基金の目的は、将来予想される自治会館の補修又は、天災・地変等により当自治会会計（以下一般会計と言う）では、その対応が不可能と認められた時、及び一般会計が極度に逼迫した時にのみ、その財源に当てるものとする。

【基金の積立】

第　３　条　　この基金の積立は、毎会計年度の繰越金の中より部長会（地区長）に計り、総会の承認を得た金額とする。

【報告の義務】

第　４　条　　この基金の積立状況は、毎会計年度の総会で一般会計の収支報告と併せて報告する。

【基金の使用】

第　５　条　　この基金を使用するには、総会において決定する。但し、緊急を要する場合は、部長会（地区長）により決定し事後の総会に承認をもとめる。

【利　子】

第　６　条　　基金から生じた利子は、基金会計へ積立るものとする。

【管　理】

第　７　条　　この基金は、預金通帳・出納簿により管理する。尚、会計監査は一般会計に準ずる。

【改　定】

第　８　条　　本規定を改定する必要を認めた時は、部長会（地区長）に計り総会において決定する。

【附　則】

この規定は、平成９年１月２８日より実施する。

一部改正は、平成９年３月２９日

本会の区域　別図

上鶴間1丁目の一部
上鶴間2丁目の一部
上鶴間3丁目の一部
上鶴間本町5丁目の一部
上鶴間本町7丁目の一部
上鶴間本町8丁目の全て
上鶴間本町9丁目の全て

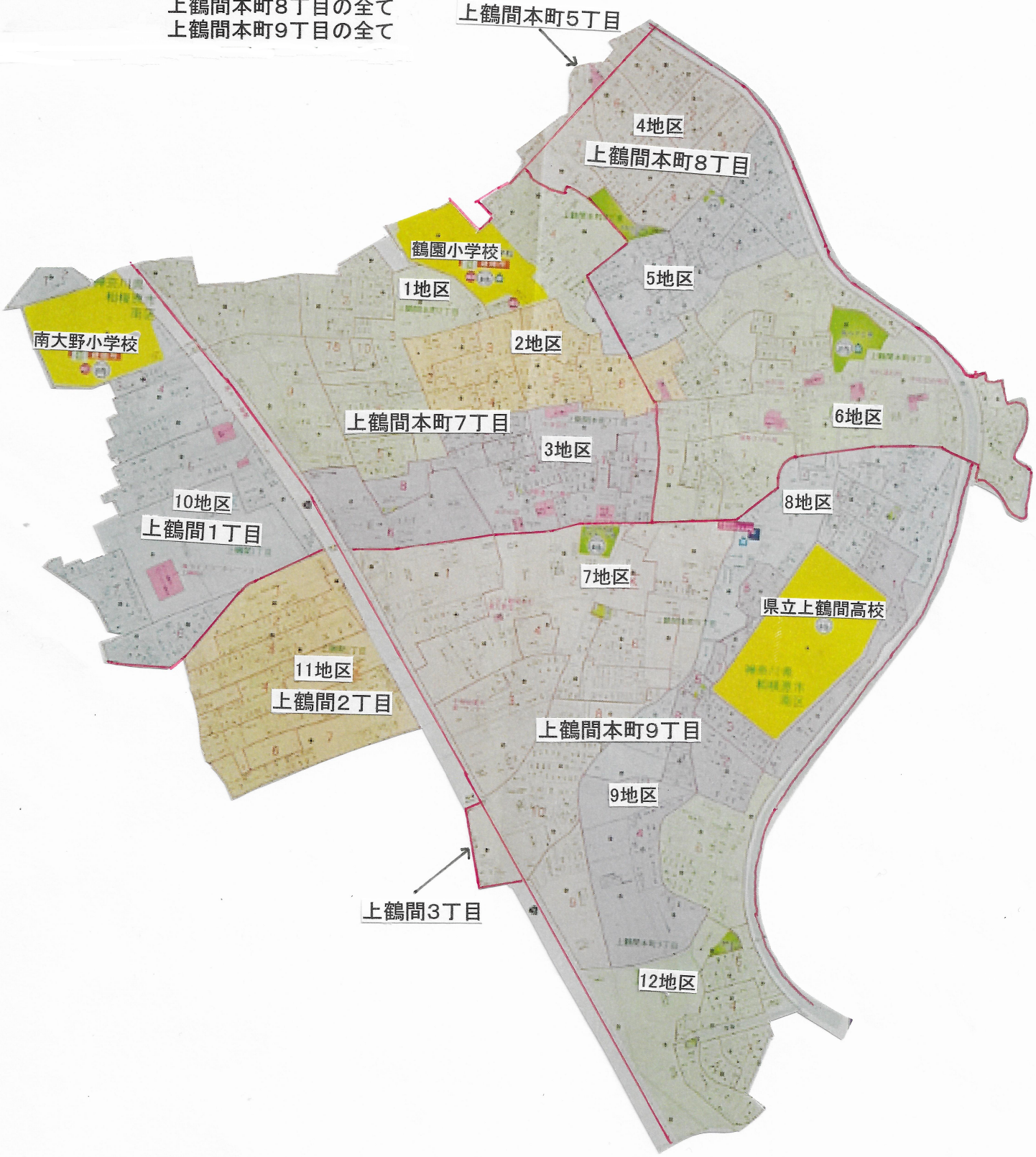

役員手当　別表

［会長、三役、地区長、班長］

役　　職　　名	報奨金 （円）	交通費 （円）	支給合計 （円）
自　治　会　会　長	60,000	10,000	70,000
副　　会　　長	28,000	10,000	38,000
自　治　会　会　計	28,000	10,000	38,000
地区長（三役以外）	12,000	10,000	22,000
班　　長	6,000	―	6000